
低濃度PCBに係るPCB特措法の対応（案）

論点整理

令和6年7月22日



廃棄物規制課/PCB廃棄物処理推進室

(論点：電気機器)

■ 低濃度PCB含有機器及び疑同疑い機器

- ・ 議題(2)で示した対象の絞り込み結果を踏まえ、その対象範囲の中で、特に条約で使用禁止となっている濃度50ppm以上かつ容量50mL以上の機器については、メーカー等の協力を得て、廃止すべきものとして特定することはできないか。
- ・ 一方、条約で使用禁止となっていないと考えられる機器や封じ切り機器等については、行政が低濃度PCB含有疑い機器を管理できるように、届出の対象範囲とすべきではないか。

■ 小型（3kg未満）の電気機器

- ・ 小型の電気機器は機器単位ではなく、装置単位、制御盤単位での管理とし、他のものと混合した誤廃棄を防ぐ管理方法を検討してはどうか。

(論点：塗膜)

■ PCB含有塗膜を使用した構造物等

- ・ 毎年度実施している塗膜調査結果を活用して、橋梁、タンク等の単位で管理できないか。
- ・ 塗膜を剥離せず使用を継続する場合は、使用中の管理を求めるため、行政に管理計画や処理計画を届け出を求める等、行政が管理できるように届出の対象範囲とすべきではないか。

※なお、届出義務違反については既存のルールを参考に罰則等が課せられることを想定。

※低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法に基づく行政代執行を想定。

(論点)

■ 電気事業法と連携した集約的な情報の管理方法

- 電気事業法に基づき届け出られた低濃度PCB含有電気工作物とPCB特措法に基づき届け出られた所有されている低濃度PCB含有及び同疑似機器等の情報を集約的な情報として自治体に提供し、管理できないか。（※廃止後は低濃度PCB廃棄物として既存のPCB特措法の保管情報の届出ルールで管理）

■ 使用中の低濃度PCB含有機器及び同疑似機器の管理体制

- 所有者（広義の保管事業者）が使用中の機器の管理を実施するとともに、自治体の廃棄物部局による定期的な点検を受けることで管理状況を確認することでよいか。
- PCB廃棄物の保管基準を参照して、管理基準（飛散・流出させない等）を新たに定め、これを遵守することを義務付けてはどうか。

■ 廃止の促進と廃止後の速やかな処理の規定

- 廃止を促進するため、何らかの措置を設定できるか。
- 低濃度PCB含有機器及び同疑似機器が廃止された後、速やかにPCB特措法に基づく届出を実施するとともに、一定期間（1年を想定）内の早期かつ適正な処理を義務付けてはどうか。
- 課電洗浄法は令和9年3月の処分期間末以降も一定の条件下において適用可能とするか。

(論点)

- 処理計画の策定・処理進捗の報告等における大量に低濃度PCB含有機器及び同疑い機器を持つ者の定義
 - 低濃度PCB含有疑い製品を大量に所有しているあるいは所有していた事業者に何らかの措置（処理計画の作成や処理実績の報告など）を求めるか。
 - 大量とはどのくらいの数量とするか。どのように対象事業者を絞り込むか。
- 処理計画及び処理進捗の報告に盛り込む事項、作成した計画等の提出先等
 - 処理計画及び処理進捗の報告には、「低濃度PCB含有機器及び同疑い機器の使用を継続する理由（事業の状況や設備・メンテナンス等の特徴を踏まえて）」や「所有、保管数量及び管理状況、処理計画」、「低濃度PCB含有機器台数や油量・含有PCB量の処理推移と今後の対応」などを盛り込むのでよいか。評価基準（チェックリスト？）を設けるか。
 - 作成した計画等の提出先は自治体で良いか。

(参考)低濃度PCBに係るPCB特措法の点検の進め方

[低濃度PCBの対応方針]

- ①低濃度PCB廃棄物は令和9年3月の処分期間末までに処理（期限は延長しない）
- ②使用中のPCB含有が明確な機器(濃度分析や製造年等で判定)も処分期間末までに可能な限り廃棄・処理
- ③封じ切り機器等の濃度分析が不可能なPCB含有疑い機器は処分期間後の管理の実施及び計画的な廃止や廃棄後の適正な処理を確保する方策を検討

[検討事項]

- PCB含有製品及び疑い物の、ストックホルム条約担保のための管理強化
- 廃止のトレーサビリティ確保のための措置
- 大量に低濃度PCB使用製品を持つ者の処理計画策定及び計画に基づく処理に関する措置

[スケジュール]

- 令和6年度中に4回程度検討会を開催し、低濃度PCBの対応方針の方向性を整理